

キングサーモンプロジェクト
(Pilots at BAT プログラム)
公募要領

令和 8 年 7 月

東京都

スタートアップ戦略推進本部

(運営事業者：合同会社デロイトトーマツ)

目次

1. Pilots at BAT の概要	1
(1) 背景・目的	1
(2) 概要・スキーム	1
① 本プログラムの概要	1
② BAT 及び BATWorks 概要	2
③ 運営スキーム	2
2. 支援内容	2
(1) NYCEDC・LACI が提供する支援内容	2
(2) 東京都が提供する支援内容	3
3. 優先領域・参加資格	4
(1) 優先領域	4
(2) 参加資格	4
① キングサーモンプロジェクト（Pilots at BAT プログラム）の参加資格	4
② Pilots at BAT の参加資格（LACI にて設定）	5
(3) 参加企業の選定	5
4. 応募方法	5
(1) 応募スケジュール（予定）	5
(2) 提出方法等詳細	6
5. 留意事項	7
6. 問い合わせ	8

1. Pilots at BAT の概要

(1) 背景・目的

東京都は、令和元年度から、医療や福祉などの都の現場を実証フィールドとしてスタートアップに提供し、都政課題の解決に向けた協働プロジェクトに取り組んできました。

加えて、都は、昨年 11 月にバージョンアップしたスタートアップ戦略「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP」において、グローバルで飛躍的に成長する企業を次々と生み出していく”グローバル”×“スケールアップ”を新たな取組の柱として位置付けました。

また、令和 6 年 11 月には、NYCEDC (New York City Economic Development Corporation : ニューヨーク市経済開発公社) との間で、両者が緊密なパートナーとしてビジネスとイノベーションの強力なグローバルハブとして発展するよう相互連携に関する覚書を締結しました。

この連携の一環として、キングサーモンプロジェクトにおいて、東京都、NYCEDC 及び LACI (Los Angeles Cleantech Incubator) が協力し、グローバル展開を目指すスタートアップを対象に、ニューヨーク現地で行われる実証プログラム「Pilots at BAT」を活用した「キングサーモンプロジェクト (Pilots at BAT プログラム)」(以下「本プログラム」という。)を実施します。

こうした海外都市での実証の支援により、グローバル市場を席捲する課題解決型のスタートアップ企業(「キングサーモン企業」)を東京から輩出することを目指します。

(2) 概要・スキーム

① 本プログラムの概要

クライメイトテックをはじめとする革新的なスタートアップに対し、ニューヨーク市の BAT (Brooklyn Army Terminal) での、実証の機会を提供するプログラムです。

Pilots at BAT は NYCEDC が主催し、LACI にて運営されています。参加企業には最大 12 か月(※)のプログラム期間中、BAT のインフラへのアクセスに加え、実証実施に向けた支援や、LACI が主催するイベントへの参加機会、BATWorks のホットデスク利用、定期メンタリングなどが提供されています。

※本プログラムの開始は 2026 年 12 月頃から最大 12 か月を予定していますが、詳細な開始時期及び終了時期は、Pilots at BAT 採択後、LACI との調整となります。

② BAT 及び BATWorks 概要

BAT (Brooklyn Army Terminal) は、ニューヨーク市ブルックリン区サンセットパークに位置する、延床面積約 400 万平方フィート（約 37 万㎡）を誇る近代的な産業拠点です。100 社を超える企業が入居し、3,500 人以上の雇用を創出しています。BAT は 1918 年に米国最大の軍事物流拠点として建設され、1966 年に軍事利用を終了しました。その後、1981 年にニューヨーク市が取得し、1986 年からは NYCEDC が運営しています。現在では、次世代のイノベーターやものづくり企業が集う、近代的な産業拠点およびイベントスペースへと生まれ変わっています。

BAT 内には気候テック・イノベーションハブの「BATWorks」が設置されており、新興市場のイノベーター、中小企業、さらには成長・事業化段階にある企業を対象に、製品の開発や迅速なプロトタイプ作成を支援しています。専門ラボ、コワーキングスペース、イベントスペースなど、目的に応じた施設を活用しながら、事業支援や製品の研究開発を行うことができます。

③ 運営スキーム

Pilots at BAT は LACI にて運営されており、本プログラムへの参加スタートアップ（以下「採択企業」という。）に対する、プログラム実施に向けた各種支援は、原則として LACI が提供します。

また、本プログラムに関しては、Pilots at BAT の運営主体である LACI との連携促進や、スタートアップのプログラム応募・参加に向けた支援を行うため、キングサーモンプロジェクトの運営を行う合同会社デロイトトーマツ（以下「運営事業者」という。）が、日本における窓口となります。

2. 支援内容

(1) NYCEDC・LACI が提供する支援内容

Pilots at BAT の実施主体の NYCEDC 及び運営主体の LACI から採択企業に対し、プログラム期間中、以下の支援が提供されます。

- 実証に向けた BAT のインフラへのアクセスの提供
- 許認可取得、各種申請手続、現地での機材・設備等の設営および撤去に関する技術支援の提供

- 実証期間中における BATWorks のホットデスク利用機会の提供
- 企業、政府調達関係者、規制当局、および投資家等を対象とした、BATWorks 実証ショーケースにおける出展機会の提供
- 採択企業の実証結果を示し、事業の推進に資するケーススタディの作成・公開
- 政策ネットワークへの接続支援を通じた、採択企業の技術に係る規制上の課題解決機会の提供
- ClimateTech Expertise Network (CEN) へのアクセス機会の提供（100 名以上の認定起業家とのネットワーク機会、人材マッチング、各種プログラム支援を含む）
- ロサンゼルスにおける LACI の Incubation Program 及び Market Access Program に対する選考機会の提供
- LACI のインキュベーターパートナーと連携する、または LACI のプログラムに参加するスタートアップを対象としたデットファンデーション（融資基金）へのアクセス機会の提供

(2) 東京都が提供する支援内容

採択企業に対し、現地での実証費用及び海外渡航費用への資金サポートとして、最大で総額 2,000 万円を上限に東京都が負担します。

ただし、金額の上限は令和 8 年度及び 9 年度のそれぞれで定めることとし、各年度の上限額は、別途ご案内します。なお、令和 9 年度の上限額については、当該年度の歳入歳出予算の成立および配当を条件として効力を生ずるものであり、当該予算が成立しない場合、又は成立した予算の内容に変更が生じた場合には、上限額について減額を含む変更を行うことがあります。

都からの資金サポートを受けるためには、LACI が定める応募項目とは別に資料をご提出いただきます。年度ごとの上限額含め、詳細は、下記 4 (1) における STEP2 の審査通過企業に対してご案内します。なお、資金サポートの対象として想定している経費は以下のとおりです。

①現地での実証費用

費用負担項目の一例は、実証に必要な機材の現地までの運搬費、現地での資材調達費、人件費等です。

②海外渡航費用

費用負担項目は、海外旅費、海外宿泊費、海外保険料です。

3. 優先領域・参加資格

(1) 優先領域

Pilots at BAT では、以下の事業領域が優先領域として設定されています。

- ① 配管および水システム：稼働中の産業施設全体における、水管理技術や IoT 連携の検証
- ② 内壁および外壁：歴史的建造物と現代建築の双方を対象とした、低炭素・脱炭素型建材、建築技術、および建材・部材の循環型利用手法の検証
- ③ 駐車スペースおよび電気接続：EV（電気自動車）充電ソリューションやゼロエミッション物流インフラの展開
- ④ ウォーターフロントへのアクセス：「ブルー・ハイウェイ」イノベーション、水管理システム、およびウォーターフロント保全技術の検証
- ⑤ 暖房システム：スマートな冷暖房システム、エネルギーモニタリング、およびビル管理ソリューションの監視
- ⑥ 道路および歩道：物資や人の移動に向けたゼロエミッション輸送、自動運転車、およびスマート照明の実証実験

(2) 参加資格

本プログラムに参加するスタートアップは、都がキングサーモンプロジェクトとして掲げている要件と、LACI が定める Pilots at BAT の応募資格をいずれも満たす必要があります。

- ① キングサーモンプロジェクト（Pilots at BAT プログラム）の参加資格
 - (ア) 本プログラムに採択された場合、実証の完遂に向けて責任を持って取り組む意思及び体制を有していること
 - (イ) 優れたテクノロジー・アイデアでイノベーションを創出し、Pilots at BATの優先領域に適合した事業を行っていること
 - (ウ) 概ね創業10年を超えないこと
 - (エ) 東京において事業展開を行っていること、又は行おうとしていること
 - (オ) グローバル展開の実績又は強い意志があること
 - (カ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条及び第30条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと

- (キ) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと
- (ク) 過去5年間に国・都道府県・区市町村等が実施する事業に関して、不正等の事故を起こしたことがないこと
- (ケ) 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものでないこと
- (コ) 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など公的支援先として適切でないと判断する業態を営むものでないこと
- (サ) 公序良俗に反するなど支援事業として又は支援先として不適切と判断されるものでないこと

② Pilots at BAT の参加資格 (LACI にて設定)

- (ア) 上記3 (1) に記載の優先領域に対応するクリーンテック・ソリューションであること (ただし、優先領域以外の分野を一律に対象外としているわけではなく、BAT内のインフラを活用した実証となっているかで判断される)
- (イ) 独自の新規技術 (所有またはライセンス取得済み) であること
- (ウ) 最低2名のフルタイム従業員を擁していること (従事する国は問わない)
- (エ) 技術成熟度レベル (TRL) 4以上の動作可能なプロトタイプを有していること
- (オ) 1年間のプログラム期間中、オンラインで実施するLACIとの月次の実証ミーティングへの参加を確約できること

(3) 参加企業の選定

ご提出いただいた応募書類については、プログラムを運営する LACI 主導のもと審査を行います。なお、審査の詳細についてはお答えできかねますので、予めご了承ください。

4. 応募方法

(1) 応募スケジュール (予定)

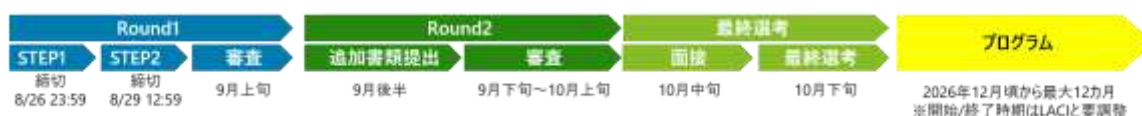
応募は STEP 1 及び STEP 2 の2段階があり、①応募 STEP 1 をご提出いただいた後に、②応募 STEP 2 で LACI に対しての応募が可能になります。②応募 STEP 2 以降の審査は LACI にて

実施します。

②応募 STEP 2 のご案内は、①応募 STEP 1 の事前審査を完了したスタートアップに対して行いますので、余裕を持ってお申込みください。後続の審査についても、いずれも各審査を通過された方に対して詳細をご案内します。

	応募ステップ	期限（日本時間）・実施時期
審査 Round 1	①応募 STEP 1（都による事前審査）	8月26日（水）23時59分
	②応募 STEP 2（書面審査）	8月29日（土）12時59分
審査 Round 2	③追加書類提出時期（書面審査）	9月後半（予定）
最終選考	④面接審査実施時期	10月中旬（予定）
プログラム開始		12月頃（予定）

※本スケジュールは予告なく変更になる場合があります。最新のスケジュールや情報は本プログラムウェブページにてご確認ください。



応募・審査スケジュール

(2) 提出方法等詳細

① 応募 STEP 1

主に3（2）①の観点から、形式的に審査を行います。

- ・ 提出期限：令和8年8月26日（水）23時59分まで
- ・ 提出方法：応募フォームからご回答ください【日本語】
 - 応募フォーム：<https://forms.office.com/e/Yc3PUTRBgX>

② 応募 STEP 2

- ・ 提出期限：令和8年8月29日（土）12時59分まで
- ・ 提出方法：①応募 STEP 1 の事前審査後に運営事業者がご案内する応募フォームからご回答ください。【英語】
- ・ 主な応募項目：
 - 事業概要
 - ☆ 貴社のソリューション分野、Pilots at BAT における分野
 - ☆ ピッチデック＜PDF 形式、100MB 以下＞（※ピッチデックにはビジネスモ

デル、解決する課題、メンバー、競合環境、などを含めてください)

➤ 技術概要

- ◇ 事業タイプ
- ◇ 知財関連の状況、今後の知財保護の計画
- ◇ 技術レベル (TRL)

➤ 実証内容案

- ◇ 実証における設定課題、想定顧客
- ◇ 実証に係る想定費用、スケジュール
- ◇ 実証を通じて得たい成果
- ◇ 実証における KPI

・ 留意事項：

- ①応募 STEP 1 の申込を経ずに、Pilots at BAT の公式ウェブサイトから直接申込を行った場合には、本プログラムの対象にはなりません。本プログラムでの支援をご希望される場合には、必ず①応募 STEP 1 をお申し込みいただくようご注意ください。

③ 追加書類審査（審査主体：LACI）

詳細は、②応募 STEP 2 の審査（審査 Round 1）を通過された企業の方へご案内します。

④ 面接審査（審査主体：LACI）

詳細は、③追加書類の審査（審査 Round 2）を通過された企業の方へご案内します。

5. 留意事項

応募者は以下の点に留意の上、応募することとします。

- Pilots at BAT のプログラム内容及び留意事項等は、いずれも Pilots at BAT 公式のウェブサイト に準じます。随時更新される場合がありますので、公式ウェブサイトにて必ず最新の情報をご確認の上、お申込みください。
(Pilots at BAT 公式ウェブサイト) <https://www.batworks.nyc/pilots-at-bat>
- 本プログラムの審査を経て選定された後は、採択企業の事由による本プログラムへの参加辞退は原則として出来ないこと
- 都及び運営事業者は、関連法令に基づき、取得した個人情報適切に管理するものとし、協定書以外に、秘密保持契約などを個別に締結することはない旨に同意すること
- 本プログラム実施期間中及び本プログラム完了年度の翌年度から起算して3年間、事業状況や決算状況等をまとめた事業状況報告書を提出すること。特に、売上や雇用数の状況は都から求めがあった場合、速やかに提供すること
- 協定期間終了後5年間は本プログラムに関する帳簿等関係書類を保存すること

- 本プログラムの実施に当たっては関係法令等を遵守すること
- 本プログラムの実施に当たり、必要な損害保険に加入するほか、本プログラムの実施に伴い生じるリスクについて適切に対応すること
- 本プログラム期間中に使用したプロダクト・サービスによる事故や苦情が発生した場合には、採択企業が対応するものとし、都が被った損害及び第三者に発生した損害であって採択企業の責めに帰すべき事由によるものについては、採択企業が賠償すること
- 損害は、利用者等の怪我やPoC実施先の設備等を損傷するなどの有形のものに限らず、PoC等に伴い設置する機器等が原因となる通信障害や、機器等の誤作動によるものも含む
- PoC等の実施においては、高度な機器の取り扱いに不慣れなユーザー等の存在も想定しており、プロダクト・サービスに付随する機器が意図せず損壊される等の事態が発生する可能性があるが、その際の賠償はなされないこと
- 本プログラムの効果を検証するにあたり、事後調査（アンケートやインタビュー）に協力すること。また、本プログラムで得られた情報や個人情報を除いたデータ等を必要に応じて提供すること
- 本プログラムを広くPRするため、本プログラム期間中の映像・写真撮影や、当該映像・写真等の公表、事業ロゴ・SNSの活用を通じた本プログラムの取組に係る情報発信や成果発表に協力すること

6. 問い合わせ

本プログラムや応募フォーム等に関して質問がある場合、特設ページ（<https://kingsalmon.metro.tokyo.lg.jp/pilotsatbat/>）の問い合わせフォームからご連絡ください。なお、審査の詳細につきましては、ご回答いたしかねます。

<問い合わせ先>

問い合わせ先：運営事業者（合同会社デロイトトーマツ）

問い合わせフォーム：<https://forms.office.com/e/P3JAXRVEy9>

問い合わせ内容を検討・確認の上、原則、特設ページ

（<https://kingsalmon.metro.tokyo.lg.jp/pilotsatbat/>）にて回答を随時掲載いたします。

以上